

B 1 - 7

5 年 保 存 (常)
(令 和 9 年 12 月 31 日 まで)

F N . B 1 - 5 - 0

鹿 生 企 第 2 5 8 号

令 和 4 年 8 月 1 5 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担 当 犯 罪 抑 止 対 策 係 TEL

青色回転灯等を装備した自動車で行う自主防犯パトロールの手続等の
一部改正について (通 達)

青色回転灯を装備した自動車で行う自主防犯パトロールの手続については、「青色回転灯を装備した自動車で行う自主防犯パトロールの手続等について (通 達)」 (令 和 3 年 1 月 1 5 日 付 け 鹿 生 企 第 9 号 。 以 下 「 旧 通 達 」 と い う 。) に よ り 運 用 し て きたところであるが、このたび、回転式に限らず光源が点滅する構造の青色防犯灯の装着を認めることとし、別添のとおり、青色回転灯等を装備した自動車を用いた自主防犯パトロール (以 下 「 青 色 防 犯 パ ト ロ ー ル 」 と い う 。) 手 続 要 領 の 改 正 を 行 ったことから、各所属においては、適正な運用に努められたい。

なお、この通達は令和4年8月15日から施行し、旧通達は令和4年8月14日限り廃止する。

青色防犯パトロール手続要領

1 青色防犯パトロールの根拠（別表第1参照）

青色防犯パトロールについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第49条の3及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第232条の2において、「自主防犯活動用自動車」の定義、基準が定められており、警察から青色回転灯等（回転式の構造又は光源が点滅する構造の青色防犯灯のことをいう。）を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた者については、保安基準及び細目告示に適合した青色防犯灯を自動車に装着することができるものである。

なお、自主防犯活動用自動車である旨は、自動車検査証に記載（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第26号）される。

2 手続の流れ

青色防犯パトロール申請手続の主な流れは以下のとおりである（別表第2参照）。

- (1) 申請者から警察署を経由して警察本部長に証明を申請する。
- (2) 警察本部長から申請者に「証明書」（別記第10号様式）、「標章」（別記第11号様式）及び「パトロール実施者証」（別記第12号様式）を交付する。
- (3) 警察本部長が交付する「証明書」を添えて、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下これらを「運輸支局等」という。）において「自主防犯活動用自動車」との記載入りの自動車検査証の交付を受ける。
- (4) 標章及びパトロール実施者証を携行して青色防犯パトロールを開始する。

3 警察本部長による証明

警察本部長は、自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）であって、次の(1)～(4)の各項目のいずれにも適合していると認めるものについて、青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を行う。

- (1) 団体が次のいずれかに該当すること。

ア 県又は市町村

イ 県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長（以下「県知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体

ウ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町村長の認可を受けた地縁による団体

オ 団体の公益性、組織性、団体の構成員からの独立性等を総合的に勘案した

上で、アからエまでと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

カ アからオまでのいずれかから防犯活動の委託を受けた者

- (2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること。

【認定基準】

ここでいう「自主防犯パトロール」とは、専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールを意味するもので、配達や通勤など、ほかの私的な業務を兼ねて青色防犯パトロールを行うことは、十分な活動が行えず、住民からの急訴事案等に的確に対応できないおそれがあり、青色防犯パトロールの信頼性を損なうことにもなりかねないため、認められない。

また、防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動も自主防犯パトロールとは認められない。

「自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が見込まれること」の認定は、青色防犯パトロールを実施しようとする団体（以下「申請団体」という。）の活動実績や活動計画を踏まえて判断することとし、継続性の判断に当たっては、原則として週1回以上の活動があることを基準とすること。

- (3) 自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

【認定基準】

地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合において警察への通報等について適切に対応できることとし、その認定は、申請団体及び青色防犯パトロールを行うことが予定されている申請団体の構成員の防犯活動に関する実績、経験等を考慮して判断すること。

青色防犯パトロールを行うことが予定される者については、こうした実績、経験等が十分である場合を除き、地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合の警察への通報等の対応方法その他の青色防犯パトロールにおける留意事項を内容とする青色防犯パトロール講習（以下「青パト講習」という。）を受講させ、その受講の有無、防犯活動の実績などを含めて対応能力について判断すること。

青色防犯パトロールの開始以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために、青色防犯パトロールの実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青パト講習受講後、おおむね3年が経過するまでの間に、再度青パト講習を受講させること。受講しない場合には、講習の必要性を説明するなどして再度受講を促し、受講することができないと認められる場合には、証明の適否について検討すること。

なお、青パト講習の実施者は、警察本部又は青色防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署の生活安全部門担当者とする。

このほか、申請団体又はその構成員が違法行為を行うおそれが高いと認められる場合や反社会的勢力との関係が認められる場合などは、本制度の趣旨に反することはもちろん、予想される事案に対して適切に対応できるものと認められない。

また、申請に係るパトロールの実施地域が、パトロールを実施する人数等に照らして広過ぎるなど適当でないと判断される場合には、是正の指導を行うこと。

(4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

ア 青色回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取付けも可能）して使用すること。

イ 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等は点灯させないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合を除く。）。

ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

エ 使用する青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

オ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。

カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、警察本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。

キ 警察本部長が認めた地域以外では、青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。ただし、自主防犯活動の活性化に寄与するものとして警察本部長が別途認めた場合であって、その旨を示す標章の交付を受けた場合については、この限りでない。

4 手続に関する様式

青色防犯パトロールの実施に伴い必要となる様式は、別表第3のとおりとする。

5 申請受理要領

(1) 申請の主体，方法等

申請の主体は、申請団体の代表者であること。

申請は、青色防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署（当該青色防犯パトロールに係る地域が2以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署）を経由して、警察本部長に行うものとする。

(2) 受理窓口

申請の窓口は、警察署の生活安全担当課（以下「署担当課」という。）とする。

署担当課は、申請団体が適格性を有しているか、また、申請書類及び添付資料（以下「申請書類等」という。）に不備がないかを確認の上、受理することとし、不備が認められた場合は、申請者にその旨を説明し、不備事項の補正を確認した後、受理すること。

(3) 青パト申請受理簿への記載

署担当課は、青色防犯パトロールの申請を受理したときは、「青パト申請受理簿（警察署用）」に必要事項を記載し、生活安全企画課（以下「本部担当課」という。）に申請書類等を送付すること。

なお、署担当課にあつては、本部担当課に送付した申請書類等について、団体からの問合せ等に資するため、その写しを保管すること。

(4) 証明書等の発行

本部担当課は、受理警察署から申請書類等の送付を受けた場合は、「青パト申請受理簿（本部用）」に必要事項を記載すること。

警察本部長は、申請団体が青色防犯パトロールを実施する上で、全ての要件に適合していると認めるときは、「証明書」、「標章（自主防犯パトロール中）」、「標章（デモンストレーション運行実施中）」（警察署長が標章を作成するものを除く。）及び「パトロール実施者証」（以下「証明書等」という。）を受理警察署を経由して申請団体に交付するものとする。

署担当課は、申請団体に証明書、警察署長が作成した「標章（デモンストレーション運行実施中）」等を交付した際は、「青パト申請受理簿」の団体への交付日欄に交付日を記載すること。

6 態様別取扱要領

青色防犯パトロールの申請に必要な書類は、別表第4のとおりとする。

(1) 新規申請

ア 受理警察署の措置

申請を受理した警察署は、申請団体の適格性と申請書類等に不備がないかを確認の上、「青パト新規申請に対する意見書」及び「青パト講習実施結果」を添付の上、申請書類等を本部担当課に送付すること。

イ 本部担当課の措置

本部担当課は、申請内容が要件に適合しているかなどを確認し、適当であると認めるときは、証明書等を署担当課に送付すること。

ウ 団体への交付

署担当課は、本部担当課から送付を受けた証明書等を申請者に交付すること。この場合において、「パトロール実施者証」にあつては、署担当課において、講習受講日を記入し、講習を実施した担当者が押印の上、交付すること。

また、パトロール実施者には、青パト講習受講後、おおむね3年が経過するまでの間に、再度講習を受講させることとするが、2回目以降の青パト講習の実施結果についても、同様に講習受講日を記入の上押印すること。

エ 自動車検査証の記載事項変更の教示

署担当課にあつては、「証明書」の交付を受けた団体（以下「青パト実施団体」という。）に対し、運輸支局等において青色防犯パトロールに使用する自動車の「自動車検査証の記載事項変更（自主防犯活動用自動車の記載）」

申請」を行うように教示すること。

オ 留意事項

(7) 証明申請書

「団体の区分」については、自治体等への照会や委嘱状の確認等を確実に実施して把握すること。

(i) 団体・青色防犯パトロールの概要

a 団体の規約、会員名簿等があれば添付を求めることとするが、規約のない団体にあつては、代表者等に説明を求め、確実に把握すること。

b 「活動状況」については、原則として、車両ごとに週1回以上活動していることが基準となっているので留意すること。

(ii) 誓約書

申請者に記載内容を確実に遵守するよう指導し、内容を確認させた上で、提出を求めること。

(i) その他

a 「団体の区分」に該当しない場合や二輪車両を利用するなど申請自体が不相当である場合は、その旨を説明して受理しないこと。ただし、申請団体が不適事項を修正し、再度申請を行った場合は、内容を確認の上、受理すること。

b 「団体の区分」や申請書類等の確認のほか、申請者及び構成員についても確認、検討して受理すること。

c 添付資料である自動車検査証の有効期間を確認すること。

d 青色回転灯等については、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないことを確認すること。

(2) 証明書の記載事項変更申請

ア 受理警察署の措置

申請を受理した警察署は、申請書類等に不備がないかを確認の上、申請書類等を本部担当課に送付すること。

なお、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、「(返納・取消)連絡票」によりFAX等を用いて当該地域を管轄する運輸支局等へ通知すること。

イ 本部担当課の措置

本部担当課は、申請内容が引き続き、各要件に適合しているかなどを確認し、適当であると認めるときは、証明書等を署担当課に送付すること。

ウ 団体への交付

署担当課は、本部担当課から送付を受けた証明書等を申請者に交付すること。

申請の段階で変更前の「証明書」、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車に係る「標章」を返納していない場合は、速やかに返納させる

こととし、返納を受けた証明書等については本部担当課に送付すること。

また、「標章」の内容に係る変更の場合は、変更前の「標章」と引き替えに変更箇所を記した新たな「標章」を交付すること。

エ 自動車検査証の記載事項変更の教示

署担当課にあつては、青パト実施団体に対し、運輸支局等において青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の「自動車検査証の記載事項変更（自主防犯活動用自動車の削除）申請」を行うように教示すること。

また、新たに青色回転灯等を装備しようとする自動車にあつては、6.(1)のエと同様である。

オ 留意事項

(7) 「証明書」及び青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車の「標章」については、原則として申請の段階で返納させること。

(1) 団体の名称、パトロール実施地域の変更の場合は、「標章」、「パトロール実施者証」の変更も行わなければならない点に留意すること。

(3) パトロール実施者の変更申請

ア 受理警察署の措置

申請を受理した警察署は、新たなパトロール実施者の適性について青パト講習受講の有無、防犯活動の実績などを含めて対応能力について判断することとし、青パト講習を実施した際は、「青パト講習実施結果」を作成し、申請書類等とともに本部担当課に送付すること。

イ 本部担当課の措置

本部担当課は、申請内容が要件に適合しているかなどを確認し、適当であると認めるときは、新たなパトロール実施者に係る「パトロール実施者証」を署担当課に送付すること。

ウ 団体への交付

署担当課は、本部担当課から送付を受けた「パトロール実施者証」に講習受講日を記入・押印の上、申請者に交付すること。

なお、申請の段階で青色防犯パトロールを実施しないこととなる者の「パトロール実施者証」を返納していない場合は、速やかに返納させることとし、返納を受けた「パトロール実施者証」については本部担当課に送付すること。

エ 留意事項

(7) 新規従事者には、防犯活動に関する実績、経験等が十分である場合を除き、原則として青パト講習を受講させること。

(1) 青色防犯パトロールを実施しないこととなる者の「パトロール実施者証」については、原則として申請の段階で返納させること。

(4) 再交付申請

ア 受理警察署の措置

申請を受理した警察署は、申請書類等に不備がないかを確認の上、申請書類等を本部担当課に送付すること。

イ 本部担当課の措置

本部担当課は、申請書類等に誤りがないか確認した後、紛失等に係る証明書等を再発行し、署担当課に送付すること。

ウ 団体への交付

署担当課は、再発行に係る証明書等を申請者に交付すること。

エ 留意事項

(ア) 再交付申請の主体は、当該団体の代表者であるので留意すること。

(イ) 再交付理由書については、「証明書」の再交付にあつては団体の代表者が警察本部長宛てに、「標章」及び「パトロール実施者証」の再交付にあつてはそれぞれの名義人が団体の代表者宛てに作成するものとする。

(5) 証明書の返納

ア 受理警察署の措置

申請を受理した警察署は、申請書類等に不備がないかを確認の上、申請書類等を本部担当課に送付すること。

なお、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、「(返納・取消)連絡票」によりFAX等を用いて当該地域を管轄する運輸支局等へ通知すること。

イ 自動車検査証の記載事項変更の教示

青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車については、6の(2)のエと同様である。

ウ 留意事項

「返納届」は、青パト実施団体が青色防犯パトロールを実施しなくなった場合に、「標章」、「パトロール実施者証」を添えて、「証明書」を返納する申請書類であり、車両やパトロール実施者の変更の際の返納とは別であるので留意すること。

7 証明の取消し

(1) 取消しの基準

証明を取り消す基準は以下のとおりとする。

ア 証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したとき。

イ 証明の申請の内容に虚偽があつたとき。

ウ 証明書の交付を受けた団体が青色回転灯等の装備が認められるために必要な要件を満たさず団体でなくなったとき。

エ 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。

オ 青色防犯パトロールの実施者が受講すべき青パト講習を受講していなかったとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったとき、その他適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。

カ パトロール中に違法行為を行うなど、不適切な活動を行ったとき。

キ 3の(4)に掲げられた事項を遵守していないと認められたとき。

(2) 取消し手続要領

ア 事案を把握した場合の報告

各署にあっては、(1)の取消し基準に該当する団体で、指導を行っても改善が見られないなど、証明の取消し対象となる団体を把握した場合は、「証明取消対象団体把握報告書」により、生活安全企画課長を経て報告すること。

なお、取消し基準に該当し、かつ違法行為が重大であるなど、明らかに青パト実施団体として、不適格な団体については、指導是正を待つことなく直ちに同報告書により報告すること。

イ 団体への通知

報告を受けた警察本部長は、取消しの要否を判断し、証明の取消しを行う場合は、取消しの対象となる団体に対し、当該団体の証明申請を受理した警察署を経由して「証明取消通知書」により当該団体に通知するものとする。この場合において、受理警察署は「返納届」と共に団体から証明書等の返納を受けること。

また、証明を取り消した旨を速やかに「(返納・取消)連絡票」によりFAX等を用いて当該地域を管轄する運輸支局等へ通知するとともに、自動車検査証の「自主防犯活動用自動車」削除についても連絡すること。

(3) 留意事項

ア この取消しは、青パト実施団体の個々の構成員ではなく、団体（代表者）に対してなされるものであることに留意すること。

イ 軽微な違反で指導により改善が可能な場合は、まず、指導を行い、それでも是正されないときに証明を取り消すものとする。

8 自主防犯活動の活性化に寄与する活動に対する証明

(1) 対象となる活動

青パト実施団体が、警察等から要請を受け、青色回転灯等を装備した自動車を使用したデモンストレーション、出発式、パレード、証明書に記載された実施地域以外でのパトロール等（以下「デモンストレーション等」という。）、自主防犯活動の活性化に寄与するものと認められる活動

(2) デモンストレーション等手続要領

ア 受理警察署及び本部担当課の措置

(7) 警察からの要請の場合

警察署が青パト実施団体にデモンストレーション等を要請した場合は、要請した警察署が「デモンストレーション等運行計画書」を作成し、本部担当課に送付すること。

本部担当課は、計画書の内容を確認の上、適当であると認めるものについては、「デモンストレーション等運行計画書」に運行を認める旨記載した上、警察署に送付すること。

送付を受けた警察署においては、警察本部長が認めた車両について、警察署長名で標章を作成して申請者に交付すること。

警察署以外の所属からの要請の場合、要請した所属は同様に計画書を作

成し、本部担当課に送付すること。

本部担当課は、計画書の内容を確認の上、適当であると認めるものについては、標章を交付すること。

(イ) 警察以外からの要請の場合

青パト実施団体は、デモンストレーション等を行う場合、「デモンストレーション等運行実施申請書」及び要請をなした者が作成した要請文書等（以下「要請文書」という。）を青色防犯パトロールを行う地域を管轄する警察署を経由して、警察本部長に提出するものとする。

申請を受理した警察署は、申請書類等に不備がないかを確認の上、申請書類等を本部担当課に送付すること。

本部担当課は、「デモンストレーション等運行実施申請書」が青パト実施団体からのものであること、及び要請文書の内容を確認の上、適当であると認めるときは、標章を署担当課に送付すること。

署担当課は、本部担当課から送付を受けた標章を申請者に交付すること。

イ 留意事項

(ア) 標章の交付を受けた青パト実施団体は、青色回転灯等を点灯させての運行中においては、当該標章を自動車の後方から見えるように掲示するものとする。

また、当該運行終了後、速やかに当該標章を返納しなければならない。

(イ) パトロール実施地域が重複している青パト実施団体が行う合同パトロールについては、この手続を要しない。

(ウ) デモンストレーション等は、原則として、自主防犯パトロールを模した方法により交通上支障が生じない範囲内で行われることとするが、道路に人が参集するなど、交通上支障が生じるおそれがある場合は、交通部門と協議の上、道路使用許可の必要性も検討すること。

9 その他留意事項

(1) 運輸支局等からの連絡

自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」と記載された自動車について、「使用者の氏名」又は「使用の本拠の位置」に係る変更等がある場合に、運輸支局等に申請する前に、警察への証明書記載事項変更申請がなされ「証明書」の書換えがなされていないければ、運輸支局等は「自主防犯活動用自動車」の記載を抹消するとともに警察本部長へ「記載事項の変更連絡票」をFAX等により送付することとしている。

したがって、青パト実施団体が「証明書」記載内容のうち、自動車検査証の記載内容に係る変更を行う場合には、警察における手続を先行させるよう教示すること（証明書には、その旨注意書きが記載されている。）。

(2) 基本原則の遵守

青色防犯パトロールの運用については、警察庁と国土交通省とが締結を行い、手続や運用を定めていることから、警察署間で齟齬が生じないよう基本原則を

遵守すること。

また、申請様式の様式変更は行わず、必要に応じ、継用紙等を使用すること。

(3) 自動車の塗色

自動車の車体の色を警ら用無線自動車その他の警察車両に類似した白黒ツートンの塗色とすることは、国民にとって当該自動車が警察車両であるかのような誤解を与え、各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、この場合は車体への表示を「〇〇市防犯パトロール」などと大きく表示するなど、警察車両と明確に識別できるような措置を執るよう指導すること。

なお、青色回転灯等を装備しない自主防犯パトロール用車両についても、これと同様の指導を行うこと。

(4) 違反車両の取締り等

警察からの証明を受けないで、青色回転灯等を装備した自動車を運行した場合は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第99条の2の不正改造等の禁止違反となるので、違反を現認した際には指導取締りを行うなど、厳正に対処すること。

なお、同法第54条の2により、地方運輸局長は、整備命令・使用停止命令を発することができ、この命令違反に対しては罰則が課される。

(5) 運輸支局等との緊密な連携の確保

青色防犯パトロールの運用に当たっては、運輸支局等との緊密な連携を確保すること。

(6) 青色防犯パトロール運行時の留意事項

青色防犯パトロール運行に際しては、3の(4)に掲げられた事項を遵守するよう新規申請時はもちろん、青パト講習等の機会に団体に指導すること。

また、警察本部長から交付される証明書等のほか、青色回転灯等については、紛失及び盗難に十分留意するように指導すること。

青色防犯パトロールの根拠

1 青色回転灯の灯火を備えることができる法的根拠

--- 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) ---
(平成18年3月31日公布、平成18年7月1日施行)
自主防犯活動用自動車
第49条の3 自主防犯活動用自動車(地方公共団体その他の団体が自主防犯活動のため使用する自動車であつて、告示で定めるものをいう。次項において同じ。)には、青色防犯灯を備えることができる。
第2項 青色防犯灯は、当該自動車自主防犯活動用自動車であることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
第3項 青色防犯灯は、その性質を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けなければならない。

--- 細目告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号) ---
第76条の2、第154条の2、第232条の2
自主防犯活動用自動車
保安基準第49条の3第1項の自主防犯活動用自動車とは、警視總監又は道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)から自主防犯活動のために使用する自動車として証明書の交付を受けたものをいう。
2 自主防犯活動用自動車に備える青色防犯灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一 青色防犯灯の灯光の色は、青色であること。
二 青色防犯灯は点滅式であること。
三 青色防犯灯の直射光又は反射光は、当該青色防犯灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
3 自主防犯活動用自動車に備える青色防犯灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第49条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一 青色防犯灯の数は、1個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。)であること。
二 青色防犯灯は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、緩み等を生じないように屋根に確実に取り付けられていること。

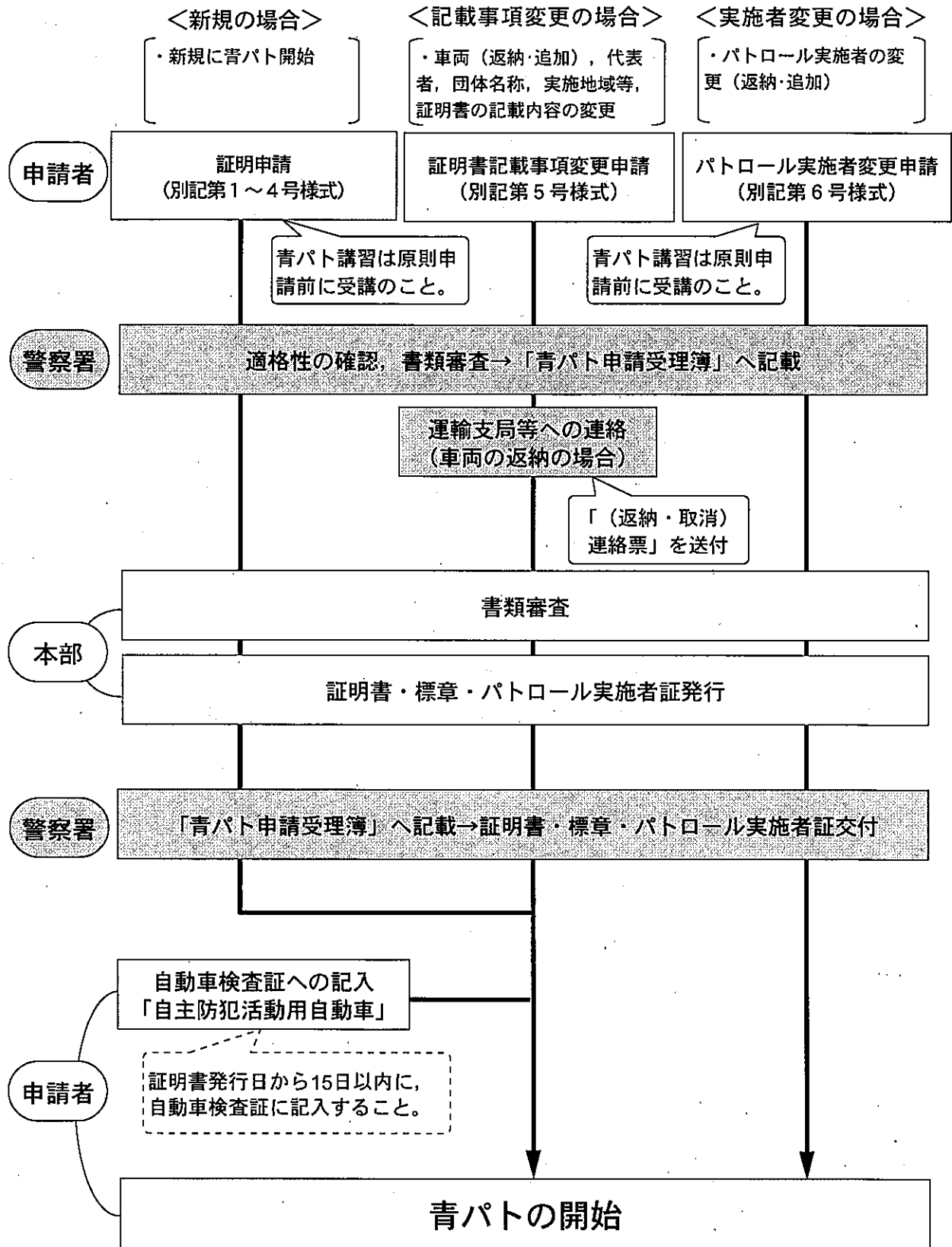
2 自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」としての記載を義務づける根拠

--- 道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号) ---
(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)
第67条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について、変更があつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

--- 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)(第2条関係) ---
(自動車検査証の記載事項)
第35条の3 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。
第1~25号 略
第26号 道路運送車両の保安基準第49条の3の規定により青色防犯灯を備える自動車にあつては、その旨

※ この文中の「青色防犯灯」と「青色回転灯等」は同一なものである。

青色防犯パトロール手続の流れ



別表第3（4関係）

青色防犯パトロール手続に関する様式

区 分	様 式
申請に関する様式	① 証明申請書 【別記第1号様式】
	② 団体・青色防犯パトロールの概要 【別記第2号様式】
	③ 青色防犯パトロール実施者名簿 【別記第3号様式】
	④ 誓約書 【別記第4号様式】
	⑤ 証明書記載事項変更申請書 【別記第5号様式】
	⑥ パトロール実施者変更申請書 【別記第6号様式】
	⑦ 再交付申請書 【別記第7号様式】
	⑧ 再交付理由書 【別記第8号様式】
	⑨ 返納届 【別記第9号様式】
証明に関する様式	① 証明書 【別記第10号様式】
	② 標章（自主防犯パトロール中） 【別記第11号様式】
	③ パトロール実施者証 【別記第12号様式】
	④ 証明取消通知書 【別記第13号様式】
運輸支局等との連絡に関する様式	① （返納・取消）連絡票 【別記第14号様式】
	② 記載事項の変更連絡票 【別記第15号様式】
適正運用に関する様式	① 青パト新規申請に対する意見書 【別記第16号様式】
	② 青パト講習実施結果 【別記第17号様式】
	③ 青パト申請受理簿（警察署用） 【別記第18号様式】
	④ 青パト申請受理簿（本部用） 【別記第19号～19号様式の5】
	⑤ 証明取消対象団体把握報告書 【別記第20号様式】
デモンストレーション等に関する様式	① デモンストレーション等運行実施申請書 【別記第21号様式】
	② デモンストレーション等運行計画書 【別記第22号様式】
	③ 標章（デモンストレーション運行実施中） 【別記第23号様式】

別表第4 (6 関係)

申請書類等一覧

署受理日		申請団体名	受理警察署
月 日			警察署
申請内容	申請書類	添付資料	
新規申請	<input type="checkbox"/> 証明申請書 (別記第1号様式)	<input type="checkbox"/> 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 青色回転灯等の取付位置, 灯火のおおむねの大きさ, 形状が分かる程度の図面又は写真 <input type="checkbox"/> 取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料 <input type="checkbox"/> 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示の大きさや形状が分かる資料 <input type="checkbox"/> パトロール実施地域の見取図 ※ 委嘱, 認可等を受けている場合 <input type="checkbox"/> 委嘱状等の疎明資料 ※ 車両をほかの団体等から借り受ける場合 <input type="checkbox"/> 車両使用承諾書 ※ 作成している場合 <input type="checkbox"/> 団体規約 □ 会員名簿 □ パトロール計画書 ※ 受理警察署作成 <input type="checkbox"/> 青パト新規申請に対する意見書 (別記第16号様式) <input type="checkbox"/> 青パト講習実施結果 (別記第17号様式)	
	<input type="checkbox"/> 団体・青色防犯パトロールの概要 (別記第2号様式)	<input type="checkbox"/> 青色防犯パトロール実施者名簿 (別記第3号様式)	
証明書の記載事項変更申請	<input type="checkbox"/> 誓約書 (別記第4号様式)		
	<input type="checkbox"/> 証明書記載事項変更申請書 (別記第5号様式) <input type="checkbox"/> 誓約書 (別記第4号様式) ※ 新たな代表者によるもの	<input type="checkbox"/> 証明書 ※ 団体名の変更の場合 <input type="checkbox"/> 標章, パトロール実施者証	
	<input type="checkbox"/> 証明書記載事項変更申請書 (別記第5号様式)	<input type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> 標章, パトロール実施者証 <input type="checkbox"/> パトロール実施地域の見取図	
	<input type="checkbox"/> 証明書記載事項変更申請書 (別記第5号様式)	<input type="checkbox"/> 証明書 (追加車両について) <input type="checkbox"/> 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 青色回転灯等の取付位置, 灯火のおおむねの大きさ, 形状が分かる程度の図面又は写真 <input type="checkbox"/> 取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料 <input type="checkbox"/> 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示の大きさや形状が分かる資料 ※ 車両をほかの団体等から借り受ける場合 <input type="checkbox"/> 車両使用承諾書 (返納車両について) <input type="checkbox"/> 返納に係る標章 (返納者について) <input type="checkbox"/> 返納に係るパトロール実施者証 ※ 受理警察署作成 <input type="checkbox"/> 青パト講習実施結果 (別記第17号様式)	
パトロール実施者の変更申請	<input type="checkbox"/> パトロール実施者変更申請書 (別記第6号様式)	<input type="checkbox"/> 再交付理由書 (別記第8号様式) ※ 毀損又は汚損した場合 <input type="checkbox"/> 証明書, 標章, パトロール実施者証	
再交付申請	<input type="checkbox"/> 再交付申請書 (別記第7号様式)		
証明書の返納	<input type="checkbox"/> 返納届 (別記第9号様式)	<input type="checkbox"/> 証明書, 標章, パトロール実施者証	
デモンストレーション等申請	(要請団体からの要請の場合) <input type="checkbox"/> デモンストレーション等運行実施申請書 (別記第21号様式) <input type="checkbox"/> 計画書, 要請文書等	(警察からの要請の場合) ※ 要請所属作成 <input type="checkbox"/> デモンストレーション等運行計画書 (別記第22号様式)	

別記

第1号様式

証 明 申 請 書

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

申請者の名称

代表者の氏名

青色回転灯等を次の自動車に装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることの証明を受けたく、必要書類を添えて申請します。

団 体	名 称			
	所在地			
	電話番号	(F A X)		
代 表 者	氏 名		年齢	
	住 所			
	電話番号	(F A X)		
	緊急時の連絡先			
団体の区分	<input type="checkbox"/> ①都道府県 <input type="checkbox"/> ②市区町村 <input type="checkbox"/> ③都道府県知事，警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体 <input type="checkbox"/> ④都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体 <input type="checkbox"/> ⑤地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人 <input type="checkbox"/> ⑥地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人 <input type="checkbox"/> ⑦地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市区町村長の認可を受けた地縁による団体 <input type="checkbox"/> ⑧上記①～⑦と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができる <u>と認められる団体</u> <input type="checkbox"/> ⑨上記（ ）から防犯活動の委託を受けた者			

	(該当する項目の□にレを入れる。⑨については括弧内に①から⑧のいずれかの丸数字を入れる。)	
青色回転灯等を装着しようとする自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
	申請者と車両の使用 者との関係	

【添付書類】

- ① 団体・青色防犯パトロールの概要（別記第2号様式）
- ② 青色防犯パトロール実施者名簿（別記第3号様式）
- ③ 誓約書（別記第4号様式）
- ④ 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証の写し
- ⑤ 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- ⑥ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料

備考

- 1 青色回転灯等を装備しようとする自動車の欄（塗色及び申請者と車両の使用者の関係の欄を除く。）は、自動車検査証等で確認の上、記載すること。
また、未登録、未届出車の場合は自動車登録番号又は車両番号欄は空欄とすること。
- 2 青色回転灯等を装備しようとする自動車複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式

団体・青色防犯パトロールの概要

団体の概要	発足年月	年 月
	団体の規約	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること。）
	会員数	総数 人（分からない場合には概数を記載すること。）
	主たる構成員	
	会員名簿	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること。）
	主な活動内容 （複数可）	<input type="checkbox"/> 自主防犯パトロール （ <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 防犯広報 <input type="checkbox"/> 危険個所点検・地域安全マップ作成 <input type="checkbox"/> 防犯教室・講習会 <input type="checkbox"/> 防犯指導・診断 <input type="checkbox"/> 環境浄化 <input type="checkbox"/> 子供保護・誘導 <input type="checkbox"/> 乗り物盗予防 <input type="checkbox"/> 放置自転車対策 <input type="checkbox"/> 駐車・駐輪場警戒 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	活動状況	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 週に（ ）回 <input type="checkbox"/> 月に（ ）回 <input type="checkbox"/> 不定期
青色防犯パトロールの概要	実施地域	
	実施時間帯	
	実施期間 （委託の場合は期間）	（委託期間 年 月 日～ 年 月 日）
	実施方法	車両 台，従事者 名で実施
	パトロール計画書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし（「あり」の場合には添付すること。）
	自動車による防犯パトロール経験の有無	<input type="checkbox"/> あり（ 年 月～ 年 月 ） <input type="checkbox"/> なし （青色回転灯等を使用しない活動の経験も含めて記載する。）
		自主防犯パトロール実施地域の見取図（別添も可）

備考

- 1 構成員の欄は，〇〇町町内会の有志，〇〇小学校に通学する児童の保護者，〇〇商店街の有志，〇〇警察署から委嘱を受けた防犯指導員などと記載すること。
- 2 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。

第3号様式

青色防犯パトロール実施者名簿

年 月 日現在

【団体の名称】

番号	氏名	青色防犯パトロール講習受講年月日	番号	氏名	青色防犯パトロール講習受講年月日

備考

- 1 実施者全員を記載できない場合は、この様式を継続して使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

誓 約 書

自動車に青色回転灯等を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯等を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものとします。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
- 9 1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申し立ては致しません。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める場合、証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を行います。

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

備考

- 1 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第5号様式

証明書記載事項変更申請書		
		年 月 日
鹿児島県警察本部長 殿		
申請者の名称 代表者の氏名		
次のとおり、証明書の記載事項を一部変更したいので、必要書類を添えて申請します。		
証明書の交付年月日及び番号		
団体の名称及び所在地		
変更内容	【旧】	【新】
団体の名称及び所在地		
代表者の住所及び氏名		
使用自動車	車名及び型式	
	種別及び用途	
	塗色	
	車体の形状	
	自動車登録番号 又は車両番号	
	車台番号	
	使用の本拠の位置	
	所有者	
	使用者	
申請者と車両の使用者との関係		
パトロール実施地域		

- 【添付書類】
- ・代表者変更時・・・新たに代表者となる者が作成した誓約書
 - ・使用自動車変更時・・・
 - ① 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証の写し
 - ② 青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
 - ③ 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料
 - ④ 使用しないこととなる自動車がある場合には、当該自動車の標章
 - ・実施地域変更時・・・パトロール実施地域の見取図

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

パトロール実施者変更申請書

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり、青色回転灯等を装備して行う自主防犯パトロール実施者を変更したいので申請します。

団体の名称			
番号	パトロール実施者 【旧】	パトロール実施者 【新】	青色防犯パトロール 講習受講年月日

備考

- 1 パトロールを実施しないこととなる者は、「パトロール実施者証」を添えて提出すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

再 交 付 申 請 書

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり（ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の再交付を受けたく、
申請します。

- 1 団体の名称及び所在地
- 2 代表者の氏名，住所及び連絡先
- 3 再交付申請の理由
- 4 （ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の交付年月日及び番号
- 5 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 6 パトロール実施者

備考

- 1 5は証明書・標章の再交付を受ける場合に，6はパトロール実施者証の再交付を受ける場合に記入すること。
- 2 用紙の大きさは，日本産業規格A列4番とする。

第8号様式

再 交 付 理 由 書

年 月 日

殿

氏名

私が（ 証明書・標章・パトロール実施者証 ）の再交付申請をするに至った理由は、下記のとおりです。

記

再交付申請の内容	証 明 書		年 月 日 第	号
	標章	交 付 日 等	年 月 日 第	号
		車 両 番 号		
	パトロール実施者証		年 月 日 第	号
理 由	・紛失 ・汚損 ・その他（ ）			
日 時	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃までの間			
場 所	・自宅 ・路上 ・車両 ・その他（ ）			
経 緯				

※ 標章・実施者証の再交付申請の場合は、名義人が代表者宛てに作成すること。名義人が代表者の場合は、鹿児島県警察本部長宛てに作成すること。

※ 証明書の再交付申請の場合は、代表者が鹿児島県警察本部長宛てに作成すること。

返 納 届

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

次のとおり、青色回転灯等を自動車に装備した防犯パトロールを実施しなくなったので、証明書、標章及びパトロール実施者証を添えて届け出ます。

1 証明書番号 第 号

2 証明年月日 年 月 日

3 団体の名称及び所在地

4 代表者の氏名及び住所

5 返納理由

6 返納する標章 枚

7 返納するパトロール実施者証 枚

備考

- 1 証明を受けた団体が、青色防犯パトロール活動を実施しなくなった場合のみ使用する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 日 号

証 明 書

申請者の名称
代表者の氏名 殿

鹿児島県警察本部長

印

年 月 日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯等を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係
- 5 パトロール実施地域

備考

- 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止するなどの取消事由が発生し、返納手続を終えるまで保管すること。
- 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記載内容の変更を行う時には、まず警察に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示すること。
- 3 4の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表)

番号	
青色回転灯等装備車 (自主防犯パトロール中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
パトロール実施地域	
発行日 年 月 日	鹿児島県警察本部長 印

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用してパトロール実施地域において青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを行う場合に限り有効です。2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。3 青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロール中は、この標章を自動車の後方から見えるように掲示してください。4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。5 この標章は、証明が取り消されたときや、自動車による自主防犯パトロールを止めたときには、速やかに返納してください。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

(表)

パトロール実施者証		番号
氏 名 _____		
所属団体名 _____		
パトロール実施地域 _____		
発 行 日 年 月 日		鹿児島県警察本部長 印

(裏)

青色防犯パトロール講習受講年月日			
年 月 日	確認印	年 月 日	確認印
注意事項			
1 この実施者証は、青色防犯パトロール実施中は常に携行してください。			
2 警察官から本実施者証の提示を求められたときは、これに従ってください。			
3 講習受講後、3年が経過するまでに再度講習を受講してください。			
4 青色防犯パトロールに従事しなくなる時は、速やかに返納してください。			

備考

用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横8.5センチメートルとする。

第 年 月 日 号

証明取消通知書

団体の名称

代表者の氏名 殿

鹿児島県警察本部長

印

下記のとおり証明を取り消しますので、通知します。

記

- 1 証明を取り消す団体の名称及び所在地

- 2 証明書の交付年月日及び証明書番号
年 月 日 第 号

- 3 使用車両
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

- 4 証明を取り消す理由

注意

運輸支局等に対し、自動車検査証の記載事項の削除申請を行うこと。

備考

- 1 3の自動車が複数ある場合には、継続用紙を使用すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 日

(返納・取消) 連絡票

運輸支局
自動車検査登録事務所
担当官 殿

警察署
生活安全担当課長

年 月 日付けで下記団体における下記の自動車について、青色回転灯等を装着して自主防犯パトロールを実施することの証明を（返納・取消）したことを連絡します。

記

- 1 団体の名称と所在地
- 2 代表者の住所及び氏名
- 3 団体の区分
- 4 使用自動車
車名及び型式
種別及び用途
塗色
車体の形状
自動車登録番号又は車両番号
車台番号
使用の本拠の位置
所有者
使用者
申請者と車両の使用者との関係

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 年 月 日

記載事項の変更連絡票

県警本部
生活安全担当課 御中

運輸支局
自動車検査登録事務所
担当

年 月 日、自動車検査証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」と記載された下記の自動車について、使用者の変更又は使用の本拠の位置に係る記載事項の変更がされ、備考欄「自主防犯活動用自動車」を削除されたことを連絡します。

記

- 1 青色防犯灯を装備した自動車を運用している団体名称
(※申請者が分かれば記載)
- 2 「自主防犯活動用自動車」と記載された年月日
- 3 自動車登録番号又は車両番号
- 4 車名、型式、車台番号
- 5 旧使用者
新使用者
- 6 旧の「使用の本拠の位置」
新しい「使用の本拠の位置」

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第16号様式

年 月 日					
本部長 殿					
署 長					
担当			係 TEL		
青パト新規申請に対する意見書					
申請者の名称及び 代表者の氏名		名称 氏名			
団 体 区 分		構 成 員			
実 施 人 数		人	実施者証発行人数	人	実施台数 台
青パト講習日		<input type="checkbox"/> 済み(年 月 日)		<input type="checkbox"/> 予定(年 月 日)	
申請書類審査結果		<input type="checkbox"/> 適合		<input type="checkbox"/> 不備	
団体・構成員関係 の 審 査 結 果		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適【理由は(別紙・参考事項)記載のとおり】			
参 考 事 項					
<p style="text-align: center;">上記のとおり、申請書類、団体構成等を審査した結果</p> <input type="checkbox"/> 青色防犯パトロールを適正に実施できる団体と認める <input type="checkbox"/> 青色防犯パトロールを適正に実施できる団体と認められない と判断した。					

注1：団体区分は、別記第1号様式の①～⑧の該当番号を記載すること。
 注2：実施人数は、構成員の中で実際に青色防犯パトロールに従事する人数を記載すること。

第17号様式

年 月 日						
本部長 殿						
署 長						
担当			係		TEL	
青パト講習実施結果						
実施者	係		階級		氏名	
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分					
実施場所						
講習内容						
受講者	団体名					
	新 規			再 受 講		

青パト申請受理簿（警察署用）

年

受理 番号	申請 種別	受理日	団 体 名	運輸支局等 FAX送信日	本部への 送 付 日	本部から の受領日	団体への 交 付 日

※ 申請種別欄には、新規申請は「新規」、証明書記載事項変更申請は「証変」、パトロール実施者証変更申請は「パ変」、再交付申請は「再交付」、デモンストレーション等運行実施申請は「デモン」、返納申請は「返納」などとそれぞれ申請内容が一目でわかるように記載すること。

青パト申請受理簿（本部用）

年

受理 番号	受理日	受 理 警察署	団 体 名	証 明 書	標 章	実施者証	署への 送付日
				発行日 番 号	発行日 番 号	発行日 番 号	

青パト申請受理簿 (本部用)

年

受理 番号	受理日	受 理 警察署	団 体 名	証明書	標 章	実施者証	署への 送付日
				返納日 番 号	返納日 番 号	返納日 番 号	
				発行日 番 号	発行日 番 号	発行日 番 号	

青パト申請受理簿 (本部用)

年

受理 番号	受理日	受 理 警察署	団 体 名	証明書	標 章	実施者証	署への 送付日
				発行日 番 号	発行日 番 号	発行日 番 号	

青パト申請受理簿（本部用）

年

受理 番号	受理日	受 理 警察署	団 体 名	証 明 書	標 章	実施者証	備 考
				返納日 番 号	返納日 番 号	返納日 番 号	

第19号様式の5 (デモンストレーション等実施申請用)

青パト申請受理簿 (本部用)

年

受理番号	受理日	受理警察署	団体名	運行日	運行目的	標章	署への 交付日
						発行日 番号 返納日	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	
						----- -----	

年 月 日

本部長 殿

署 長

担当	係	TEL
----	---	-----

証明取消対象団体把握報告書

下記のとおり、青色防犯パトロールの証明取消しが妥当であると判断するので報告する。

記

把握日時	年 月 日 時 分
把握団体	団体名 代表者
把握の経緯	
取消該当事由	① 証明書の交付を受けた団体が青色防犯パトロールを停止したとき。
	② 証明の申請の内容に虚偽があったとき。
	③ 証明書の交付を受けた団体が青色回転灯の装備が認められるために必要な要件を満たす団体でなくなったとき。
	④ 継続的な青色防犯パトロールが行われていないと認められるとき。
	⑤ 青色防犯パトロールの実施者が受講すべき青パト講習を受講していなかったとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったときその他適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。
	⑥ パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。
	⑦ 「青色防犯パトロール手続要領」3の(4)に掲げられた事項を遵守していないと認められたとき。
※ 該当事由に○をすること。	
内容詳細	

デモンストレーション等運行実施申請書

年 月 日

鹿児島県警察本部長 殿

団体の名称
代表者の氏名

次のとおり、自主防犯活動の活性化に寄与する活動として、青色回転灯等装備車を運行したいので、申請します。

証明書の交付年月日及び番号	
団体の名称及び所在地	
代表者の氏名、住所及び連絡先	
運 行 の 目 的	
運 行 す る 日 時	
運行する場所及び当該場所を管轄する警察署	
運行に使用する自動車登録番号又は車両番号	
運行する自動車の基準緩和認定年月日	

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第22号様式（その1）

本部長 殿	年 月 日 署（課・隊）長					
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">担当</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 10%;">係</td> <td style="width: 10%;">TEL</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>		担当		係	TEL	
担当		係	TEL			

デモンストレーション等運行計画書															
運行日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分														
運行場所															
運行内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">種</td> <td style="width: 40%;">デモンストレーション</td> <td rowspan="4" style="width: 5%; text-align: center;">概 要</td> <td rowspan="4" style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出発式・パレード</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合同パトロール</td> </tr> <tr> <td>別</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">※ ○をすること。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種	デモンストレーション	概 要			出発式・パレード		合同パトロール	別	その他	※ ○をすること。			
種	デモンストレーション	概 要													
	出発式・パレード														
	合同パトロール														
別	その他														
※ ○をすること。															

申請車両【団体名・登録（車両）番号】			
【所属記載欄】		【本部担当課記載欄】	
団体名：	認否	デモン標章番号	審査欄
車両番号	<input type="checkbox"/>		標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/>		標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/>		標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
団体名：	認否	デモン標章番号	審査欄
車両番号	<input type="checkbox"/>		標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/>		標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/>		標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

上記、認否欄にチェック有りの団体・車両について、デモンストレーション等運行を認める。

年 月 日 鹿児島県警察本部長

- 注1 デモンストレーション標章番号欄には、上記デモン標章番号を記載の上、団体に交付すること。
- 注2 警察署長名で発出する標章の日付については、警察本部長が認めた日付より、後になるので留意すること。
- 注3 申請車両が多数の場合は、継続用紙を使用すること。

継続用紙

申請車両【団体名・登録(車両)番号】			
【所属記載欄】		【本部担当課記載欄】	
団体名：		認否	デモン標章番号
車両番号		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
団体名：		認否	デモン標章番号
車両番号		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
団体名：		認否	デモン標章番号
車両番号		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
団体名：		認否	デモン標章番号
車両番号		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
団体名：		認否	デモン標章番号
車両番号		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	標章の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

(表)

番号	
青色回転灯等装備車 (デモンストレーション運行実施中)	
自動車登録番号又は車両番号	使用団体名
運行の目的	実施地域
発行日 年 月 日	鹿児島県警察本部長 警察署長
	印

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、青色回転灯等を自動車に装備して自主防犯パトロールを行うことが認められた団体が、表の自動車登録番号又は車両番号の自動車を使用して自主防犯活動の活性化に寄与するもの（デモンストレーション）として警察本部長が運行を認めた場合の活動に限り有効です。
- 2 この標章は、本件の目的以外には使用できません。
- 3 青色回転灯等を点灯させての運行中は、自動車の後方から見えるように掲示してください。
- 4 現場において警察官等の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、認められた運行が終了したときには、速やかに返納してください。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。